

大分県報

令和八年
第六九六号
四月十日

（金曜日）

目次

告示

白杵都市計画道路、津久見都市計画道路及び佐伯都市計画道路の変更に関する公聴会の開催.....一

公告

競争入札参加者の資格に関する公示.....二
一般競争入札の実施.....三
都市計画図書の縦覧.....五

○告示

大分県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第十六条第一項の規定により、白杵都市計画道路、津久見都市計画道路及び佐伯都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、白杵市、津久見市及び佐伯市の住民並びに利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和八年四月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類

白杵都市計画道路
津久見都市計画道路
佐伯都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項
白杵都市計画道路中一・三・一号线野田海添線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
一・三・一号线 野田海添線	白杵市野田字下田	白杵市海添字原峠	新規追加

津久見都市計画道路中一・三・一号线青江津久見線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
一・三・一号线 徳浦津久見線	津久見市徳浦字徳浦 奥	津久見市大字津久見 字東前	名称の変更 起点の変更 一部区域の変更 延長の増

佐伯都市計画道路中一・三・一号线弥生佐伯線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
一・三・一号线 弥生佐伯線	佐伯市弥生大字床木 字ヤカタ河内	佐伯市大字上岡字角 木	一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等
開催日時 令和八年五月十三日 午後二時から

四 開催場所 大分県庁舎本館八階 八二会議室
閲覧期間 令和八年四月十四日から
令和八年四月二十八日まで

五 公述申出期限
令和八年四月二十八日まで

六 都市計画の変更の素案の閲覧場所

令和八年四月十日

大分県報（告示）

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
白杵市大字白杵七十二番の一 白杵市都市デザイン課
津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課
佐伯市中村南町一の一 佐伯市都市計画課
〔「別図」は、省略し、都市計画の変更の素案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。〕

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年四月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする特定役務の種類
大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の

全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内）
〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二八三一

3 申請の時期

令和八年四月十日（金）から同月十七日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事

が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から五までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないものとするが、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するのて公告する。

令和8年4月10日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

1 調達をする特定役務の種類

(1) 業務名
大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

(2) 委託期間
令和8年6月1日～令和9年5月31日

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
(3) 業務実施場所
大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部デジタル政策課等

(4) 予定価格（月額）
4,806,250円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この調達に係る仕様書に基づき、大分県共同利用型電子入札システムにより令和8年5月20日（水）午後5時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

こと。

(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

ク この調達に係る仕様書に規定する業務従事者を確保できることを証明するため、技術員経歴書（様式1-1、1-2）を提出した者であること。

(5) 個人情報安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築し、若しくは維持している者であることを証明したものであること。

(6) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。

(7) 上記(4)から(6)までを証明する書類を令和8年5月20日（水）午後5時までに提出し、参加承認を受けたもの

(8) 開札日（令和8年5月25日（月））において、大分県が発注する物品等の調達、売払いや及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続
2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期
令和8年4月10日（金）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

<p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2831 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2079</p> <p>(2) 日時 令和8年4月10日（金）から同年5月20日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班</p> <p>(2) 提出期限 令和8年5月25日（月）午後3時 時間厳守</p> <p>9 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限 本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この一般競争入札の実施に定めるもののほか、大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。</p> <p>大分県共同利用型電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を希望する者は、デジタル政策課において、2の(2)及び(7)によ</p>	<p>る承認をされた後、4の場所に令和8年5月25日（月）午後3時までには様式1及び様式2を持参又は郵送により提出すること。</p> <p>期 間 自 令和8年5月20日（水）午前9時 至 令和8年5月25日（月）午後3時</p> <p>10 大分県共同利用型電子入札システム等による開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 総務部デジタル政策課</p> <p>(2) 日 時 令和8年5月25日（月）午後4時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>11 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。</p> <p>12 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>13 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>14 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>15 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。</p> <p>16 賃金スライド条項 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。</p>
---	---

17 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、
契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額
又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

18 Summary

(1) Business content

Software development and operation support, etc.

Computer operation

(2) Contract period

From June 1, 2026 to May 31, 2027

(3) Work location

3-1-1 Ohte-machi, Otracity, Oita Prefectural General Affairs Department

Digital Policy Division

(4) Bidding date

15:00 p.m. May 25, 2026

(5) Management Bureau Address

Oita Prefectural General Affairs Department Digital Policy Division

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2079

~~~~~

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい  
て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年四月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画公園 七・五・六号 上野丘公園（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課